

エストニア共和国 (Republic of Estonia)

通 信

I 監督機関等

1 経済通信省 (MKM)

Ministry of Economic Affairs and Communications

Tel.	+ 372 625 6342
URL	https://www.mkm.ee/
所在地	Suur-Ameerika 1, Tallinn, 10122, ESTONIA
幹 部	Kaimar Karu (貿易・情報技術担当大臣 / Minister of Foreign Trade and Information Technology)

所掌事務

政府の情報システム整備、電子通信・ICTサービスの普及を中心に、情報社会化にかかわる政策策定を所掌する。

2 消費者保護・技術規制機関 (TTJA)

Consumer Protection and Technical Regulatory Authority

Tel.	+ 372 667 2000
URL	https://www.ttja.ee/
所在地	Sõle 23A, 10614 Tallinn, ESTONIA
幹 部	Kaur Kajak (長官 / Director)

所掌事務

2008年にMKM下に設立され、2019年1月に消費者保護委員会と統合された。産業全般の技術基準の管理、安全確保、消費者保護等を司る。通信分野においては、事業者への免許付与、希少資源管理、サービスの質の監督等を所掌する。

II 法令

電子通信法 (Electronic Communications Act)

2005年1月に発効。2019年3月まで時宜に応じ約40回の改正を経ている。

EU の通信市場規制に準じ、通信事業者への免許付与、希少資源管理、相互接続、市場において顕著な支配力を有する（Significant Market Power：SMP）事業者指定、ユニバーサル・サービス等の原則を定めている。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

通信サービスの提供は、「電子通信法」第 4 条により、TTJA への事前の届出により可能である。外国籍の企業の場合、エストニア国内に設立した支社を通じて届出を行うこととされている。届出が必要なサービスは、通話サービス（固定・移動）、データ・サービス、通信網運用、ケーブルテレビ、IPTV 等とされている。なお、周波数を利用するサービスについては、同法第 11 条により、別途周波数利用許可が必要とされる。

2 競争促進政策

（1）相互接続

「電子通信法」第 6 章により、通信網運用事業者は、他の事業者と相互接続契約を自由に結ぶことができるが、契約の申し出に対しては、相手側の必要とする情報をすべて提出することとされている。なお、接続を提供する事業者は、相互接続が自社のネットワーク運用に支障をきたすと判断される場合は、契約交渉を打ち切ることが可能である。規制機関は事業者間のアクセス・相互接続に対し、エンドユーザの利便性の観点から各種義務を課すことができる。

（2）卸売提供制度と MVNO 促進政策

「電子通信法」第 63 条により、規制機関は通信網運用事業者に対し、他の事業者とのネットワーク共有やコロケーションを命じることができる。また、同法第 51 条は、通話サービスにおいてエンドユーザに事業者選択を可能にする目的で、当該市場の SMP 事業者はローカル・ループの卸売の要求に応じることとしている。

MVNO については、参入は自由であるが、参入促進政策はなく、市場は小規模にとどまっている。

（3）SMP 事業者指定

「電子通信法」第 5 章により、規制機関は欧州委員会勧告に従い、特定の市場で競争状況に関する分析を実施、SMP 事業者が存在する場合、一連の義務を課すこととされている。市場分析の周期は 3 年以上である。SMP 事業者の指定を受けた事業者の義務には、他事業者へのアクセス・相互接続の非差別的条件かつコストベースの価格での提供、契約条件に関する情報開示、当該サービスに関する会計分離等がある。

2019 年現在の市場分析対象市場は、固定通話着信、移動通話着信、固定ブロー

ドバンドにおけるローカル・アクセス、一般向けセントラル・アクセス及びハイクオリティ・セントラル・アクセスの卸売市場の五つである。

3 情報通信基盤政策

(1) ユニバーサル・サービス

「電子通信法」第7章では、ユニバーサル・サービスの範囲を、①固定通信（通話、FAX及びデータ・サービス）、②公衆電話、③電子的手段による番号案内、としている。ユニバーサル・サービス事業者の決定は公募による。

ユニバーサル・サービスの財源は、前年度に通信事業で38万3,500EUR以上の売上高を得た通信事業者が売上高の0.01%から1%の範囲で負担する拠出金である。

(2) デジタル・ディバイド解消

政府は「デジタル国家」の確立を目標とする「デジタル・アジェンダ 2020 (Digital Agenda 2020 for Estonia)」を2013年11月に発表、2020年までに全土に次世代高速IP網を敷設するとしている。また、国民のブロードバンド接続目標を以下に掲げている。

- ・全世帯が最大通信速度30Mbps以上のブロードバンドに接続
- ・国民の80%がモバイル・インターネットに接続
- ・国民の60%が最大通信速度100Mbpsのブロードバンドに接続

「デジタル・アジェンダ 2020」では、特にラストワンマイル接続の普及を重視、地方自治体の接続計画の発展を促すとともに、事業者の計画が失敗した地域やルーラル地域については、政府が関連基金を創設して助成を行う方針を打ち出している。

4 ICT政策

政府は「デジタル・アジェンダ 2020」に従い、ICT基盤の発展、国民のデジタル・リテラシー向上及び高度ICTスキル人材の育成、電子政府サービスの向上等に関する各種政策を実施している。MKMサイトでは、情報社会化、サイバーセキュリティ、情報社会化サービス等につき、近年の政策と成果、各種ガイドライン等の紹介を行っている。2014年から2020年までの情報社会化予算として、2億EURが設定されており、出資元は85%がEU Structural Funds、残りがエストニア政府とされている。2019年現在進行中のプロジェクトには、公的サービスのシステムの互換性確立、バルト海沿岸各国間のデジタル・イノベーション・ネットワーク構築等がある。

5 消費者保護政策

(1) 通信サービス契約条件

「電子通信法」第9章は、エンドユーザに通信サービスを提供する事業者は、加入者に対し、使用技術や契約期間等の情報を明示すること、契約条件の変更の

際には1か月以上前に通知することを義務付けている。一方、消費者は契約の解除を随時要求することが可能であり、解除の期日を指定しなければ通知の翌営業日にサービスが停止される。なお、規制機関はサイト上で各種通信サービス料金の事業者比較を公開する。

(2) データ保護

「電子通信法」第10章は、通信事業者にネットワーク・セキュリティ保証を義務付けている。また消費者の個人情報や位置情報の収集・処理においては必ず事前同意を得、必要な保存期間が過ぎた後1か月以内に当該のデータを消去することとしている。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

欧州の市場で流通する無線機器はEUの「無線機器指令 (Directive 2014/53/EU)」の規定に従い、CEマークを取得しなければならず、EU各国に、2017年6月までにその国内法制化を求めている。エストニアでは、2015年3月23日に「Product Conformity Act」を改正して同指令を国内法制化し、2015年7月1日から施行している。

V 事業の現状

1 固定電話

2017年までにPSTN方式の通話サービスはほぼ全廃され、固定回線での通話利用はIP電話となっている。スウェーデンのテリア (Telia) の完全子会社 Telia Eesti とフィンランド Elisa の完全子会社 Elisa Eesti の2社がサービスを提供している。公衆電話サービスは2011年に廃止された。

2 移動体通信

ネットワーク事業者は Telia Eesti、スウェーデン Tele2 の完全子会社 Tele2 Eesti、Elisa の完全子会社 Elisa Eesti の3社である。LTE対応周波数割当は2010年に2.6GHz帯で実施され、各社が既存の帯域と合わせて2012~14年までにサービスを開始、人口カバレッジはほぼ100%に達した。LTE-Advanced サービスも複数の帯域を用いて実施されている。5Gについては、2019年2月に3.6GHz帯をオークションにより3事業者に割り当てる計画が発表された。MVNOは、2004年から2012年の間に4ブランドが市場に参入した。

また、Telia Eesti は2018年9月、同年末に首都での5G網の試験運用と周辺企業への開放を行う計画を発表し、12月にエリクソン (Ericsson) 及びタリン工

科大学との協力の下で同大学内でのパイロット網稼動を開始した。

3 インターネット

(1) 概況

2018 年末現在の技術別の固定ブロードバンドは、ADSL、FTTx、ケーブルが提供されている。ルーラル地域では WiMAX サービスも提供されている。

(2) M2M/IoT

Telia Eesti を中心に通信各社が提供する M2M サービス利用は順調に伸びており、2018 年 3 月の加入数は 25 万を超えた。Connected Baltic 社が、仏 SigFox の IoT 網運用技術を用いて各種ソリューションを提供しており、ほぼ全土をカバーしたとしている。2018 年 10 月には、Elisa Eesti も企業向けに IoT 網へのアクセス・サービスを開始した。

VI 運営体等

運営体

Telia Eesti

Tel.	+372 639 7130
URL	https://www.telia.ee/
幹 部	Robert Pajos (社長／Chairman of the Management Board)

概要

1993 年に設立。スウェーデンの通信事業者テリアとエストニア政府の合弁会社であったが、2010 年にテリアが全株式を買収、移動体通信・インターネット接続関連の子会社との合併を経て、国内最大の総合通信事業者となった。2016 年に社名を Eesti Telecom から変更している。2018 年の売上高は、前年比約 9% 増の 30 億 7,700 万スウェーデン・クローナ (SEK) であった。

放 送

I 監督機関等

消費者保護・技術規制機関 (TTJA)

(通信／I-2 の項参照)

所掌事務

放送部門においては、放送事業者への免許付与、周波数管理等を所掌する。

II 法令

メディア・サービス法 (Media Service ACT)

2011年1月に発効。EUのAVM指令に準拠し、オンデマンド・サービスを含む放送事業について、免許取得方法とコンテンツ規制の原則を定めている。

III 政策動向

1 免許制度

「メディア・サービス法」第4章は、放送事業者への免許付与基準を規定している。放送事業免許を必要とするサービスとしては、①ラジオ(免許期間:5年)、②テレビ無料放送(同10年)、③テレビ有料放送(同5年)、④衛星テレビ放送(同5年)、⑤ラジオ及びテレビの一時的なサービス(1か月以内)がある。うちラジオ及びテレビ無料放送については、免許の申請は政府が実施する公募に応じるときのみに限られ、競争審査により免許取得者が決定される。申請の条件として、事業者は放送予定地域の人口の50%以上をカバーすることが求められる。EU圏内、またEU「国境のない視聴覚メディア・サービス指令 (Audiovisual Media Services without frontiers Directive)」の参加国に対しては、エストニア国内では新たに免許を取得する必要はない。

なお、オンデマンド・サービスについては、TTJAへの事前の届出により事業活動が可能である。

2 コンテンツ政策

(1) 緊急通報

「メディア・サービス法」第18条は、国家の危急と大統領が判断した事態が出来た場合、ラジオ・テレビ事業者はすべて関連報道を実施、人命や環境保全に利する情報を伝達することとしている。

(2) 番組規制

「メディア・サービス法」第19条により、人種・性別その他に関し差別感情をあおる主旨の番組放送は禁じられる。また、暴力場面等未成年の成長を阻害する内容を含む番組は、6時から21時の間はラジオ及びテレビで放送してはならない。オンデマンド・サービスで上記の内容を含む番組を配信する場合、IDコードの使用等、未成年者のアクセスをブロックする措置をとるものとする。

(3) 広告規制

「メディア・サービス法」第27条は、子ども番組内で、未成年の成長に有害な飲食物の広告を禁止している。同法第29条は、ラジオ・テレビ放送における広告

放送の時間を 1 時間につき 12 分を超えないこととし、テレビ・ショッピング番組の最長時間を 15 分と定めている。同法第 30 条のスポンサーシップ規定では、スポンサーシップのつく番組については、その旨を視聴者にわかる方法で表示するが、スポンサーは番組編集に介入してはならないとされる。ニュース及び時事番組へのスポンサーシップは禁止され、また子ども・宗教番組ではスポンサーのロゴの表示をしてはならない。プロダクト・プレースメントに関する第 31 条では、プロダクト・プレースメントは①映画及びテレビシリーズ、②スポーツ放送、③軽い娯楽番組 (light entertainment programmes)、④懸賞番組にのみ許容されるとしている。プロダクト・プレースメントの表示は番組の最初と最後、また CM 前後にすることとされる。たばこ及び処方薬についてのプロダクト・プレースメントは禁じられる。

3 地上デジタル放送

アナログ停波は 2010 年 7 月 1 日に完了した。

IV 事業の現状

1 ラジオ

国営のエストニア公共放送 (Eesti Rahvusringhääling : ERR) が 2 系統の総合放送、音楽放送、ロシア語放送及び首都でのローカル放送 Radio Tallinn を実施している。商業放送は、バルト地域最大のメディア・グループ Postimees Group が運営する Raadio Elmar (音楽)、Raadio Kuku (トーク番組) 等の専門放送が知られている。

2 テレビ

ERR が 2 系統の総合放送とロシア語放送を実施している。デジタル放送プラットフォームは周辺諸国に開放されており、国外の商業放送も視聴可能である。国内の商業放送には Postimees Group による Kanal 2、Kanal 11、Kanal 12 等がある。

3 衛星放送

衛星放送加入件数は 2017 年に約 4 万である。米国 Viasat 等が番組パッケージ配信を実施している。

4 ケーブルテレビ

ケーブルテレビ加入件数は 2017 年に約 22 万 1,000 である。Elisa Eesti 及び STV Cable が 50～200 チャンネルの番組配信を実施しており、インターネット接続や IP 電話とのバンドル・サービスも可能である。

V 運営体

エストニア公共放送（ERR）

Eesti Rahvusringhääling

Tel.	+ 372 628 4100
URL	https://www.err.ee/
所在地	F. R. Kreutzwaldi 14, 15029 Tallinn, ESTONIA
幹部	Eric Roose（総裁／CEO）

概要

2007年にそれまで別個の組織であった Eesti Raadio と ETV を統合して設立された国営放送事業者である。ラジオでは総合放送 2 系統、音楽放送、ロシア語放送及び首都での地域放送、テレビでは総合放送の ETV、ETV2、ロシア語放送の ETV+を実施しているほか、見逃し視聴やポッドキャスト・サービスも実施している。

電 波

I 監督機関等

1 監督機関

（1）経済通信省（MKM）

（通信／I－1の項参照）

所掌事務

周波数政策全般を所掌する。

（2）消費者保護・技術規制機関（TTJA）

（通信／I－2の項参照）

所掌事務

産業安全基準、運輸、周波数管理（調整、免許付与、技術基準、監視）を所掌する。

2 標準化機関

エストニア標準化センター（EVS）

Estonian Center for Standardisation

Tel.	+372 605 5050
URL	https://www.evs.ee/
所在地	Akadeemia tee 21/6, 2nd floor, Tallinn 12618, ESTONIA
幹部	Priit Kikas (事務局長／Managing Director)

所掌事務

EVS は、1999 年 11 月 30 日に設立された非営利団体で、「技術規則と標準化法 (Technical Norms and Standards Acts : TNSS)」に基づき、2000 年 4 月 1 日からエストニアの標準化活動を担う組織として認められ活動を開始した。「技術規則と標準化法」は、2010 年 10 月 1 日に「製品適合法 (Product Conformity Act、最新改正 2016 年 7 月 1 日)」に置き換えられ、現在は、本法律の下で活動している。また、毎年、国家予算交付金協定を通じて、MKM から標準化活動資金を提供されている。

EVS は、CEN、CENELEC、ISO のメンバーで、IEC の Associated member である。一方、ETSI のメンバーは技術監督機関であり、EVS は TTJA と協力協定を締結して ETSI の標準をエストニアで発行している。

II 電波監理政策の動向

電波監理政策の概要

周波数の管理は、「電子通信法」第 3 章「無線周波数の管理」第 8 条に基づき、MKM と TTJA が行う。また、「電子通信法」第 7 条によると、周波数の利用は、認可に基づく利用、免許不要設備の利用、国防目的の利用の三つがある。以下にその概要を示す。

(1) 周波数の認可

認可に基づく利用は「電子通信法」第 11～第 19 条に基づき TTJA へ申請して認可を受けなければならない。TTJA は、認可を与える前に保健委員会に周波数認可の条件を提出し（ただし、船舶・航空機に開設する無線局、実効放射電力が 100W 以下の無線局、短距離デバイスの無線局、1 GHz を超える固定中継リンク、地球局を除く）人の健康や環境に有害でないことを確認しなければならない。TTJA は、申請内容が、人の健康や影響に影響がある、認可可能な周波数がない、電波干渉が発生する恐れがある、TTJA の監視用無線設備に妨害を与える、周波数の使用が非効率的である、出願提出日から 6 か月以降に運用開始希望となっている、手数料が支払われない等の場合、承認を拒否する。

免許の有効期間は「電子通信法」第 11 条に基づき、最大 1 年間で申請により 1 年毎延長が可能、船舶又は航空機に搭載する無線機の有効期間は 3 年間、アマチュ

無線は 5 年間である。延長を希望する場合は認可満了の 1 か月前までに申請書を提出しなければならない。

(2) 周波数の 2 次利用

周波数認可は、「電子通信法」第 17 条により、TTJA の承認を得て、その一部又は全部を移転することができる。また、使用契約により他の人に使用权を与えることも可能である。

(3) オークション

「電子通信法」第 19 条によると、同じ周波数の認可申請が同日に複数提出された場合、オークションを実施することとなっている。また、「電子通信法」第 9 条により、MKM の決定に基づいて周波数の使用权をオークションによって獲得させることも可能である。その場合、大臣は①最大 159 万 7,000EUR の 1 回払いの認可料と、②オークション参加のためのデポジット料を決めることとなっている。

(4) 認証のない周波数の利用

認証の必要ない周波数の利用は、「電子通信法」第 20 条により、TTJA が周波数、相互運用性、電磁界の有害な影響からの保護、電波干渉を避ける等のために必要な技術的要件を定めることにより可能となる。

(5) 周波数利用料

周波数認可を受けるためには、「電子通信法」第 13 条により、「国家手数料法 (State Fees Act)」に基づく手数料を、TTJA から手数料額の通知を受けた日から 5 営業日以内に支払わなければならない。手数料は、有効期間の延長申請においても同様に支払う。ただし、国防用無線局、国の無線局、海上保安法に基づく船舶無線局、安全のための航空機無線局、環境モニタリングのための無線局は支払いを免除される。無線局の種類別の料金は、「国家手数料法」の付属書第 3 に定められている。

「電子通信法」第 8 条、第 9 条に基づき MKM が周波数割当計画を決定し、TTJA がウェブに公表する。最新版は、2013 年に制定された規則「エストニア無線周波数計画 (Estonian Radio Frequency Planning、改正 2014 年 10 月 2 日)」である。TTJA は、「電子通信法」第 10 条に基づき、毎年周波数割当計画の見直しを行い、必要な場合、経済通信大臣に変更案を提出し承認をもらうこととなっている。

・周波数分配表 URL :

https://www.riigiteataja.ee/ak-tilisa/1021/0201/4004/MKM_26092014_m75_lisa1.pdf